

貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年10月)

10月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	ワールド交通株式会社 (法人番号1440002010035) 代表者岸本健	北海道寿都郡寿都町字渡島町20番地1	富士営業所	北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別252番地6	R6.10.02	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項 他4件		令和6年8月6日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。 (1) 運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(3) 運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(4) 定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条第1項第1号)、(5) 報告義務違反(道路運送法第94条第1項)	4	4
2	有限会社道南ビジネスサポート(法人番号1430002061079) 代表者佐久間聡史	北海道苫小牧市新明町2丁目6番5号	本社営業所	北海道苫小牧市新明町2丁目6番5号	R6.10.02	輸送施設の使用停止(250日車)及び文書警告	道路運送法第9条の2第1項 他10件		令和5年11月9日及び令和5年12月6日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。 (1) 運賃料金変更事前届出義務違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 乗務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4) 点呼の記録保存義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5) 点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6) 乗務等の記録義務違反(運輸規則第25条第1項、第2項、第4項)、(7) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(8) 運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(9) 運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(10) 定期点検整備の実施違反(運輸規則第45条第1項第1号)、(11) 輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反(運輸規則第47条の7第1項)	25	33
3	株式会社ミツル(法人番号6430001076692) 代表者鄭真旭	北海道北広島市輪厚中央1丁目14番地15	輪厚営業所	北海道北広島市輪厚中央1丁目14番地15	R6.10.02	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項 他1件		令和5年10月24日、令和5年11月27日及び令和6年1月29日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)、(2) 自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	0	0

